

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（2件）【八幡東区役所まちづくり整備課】2
- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】4
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】6
- 駐車場の入出車時間等の一部の改正【建築都市局計画部都市交通政策課】10

◇ 公 告

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【企画調整局政策部企画課】12

北九州市告示第 84 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、帆柱公園駐車施設における山麓駅前広場駐車場及びバス駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 22 号	平成 31 年 3 月 18 日から同月 31 日まで

北九州市告示第 85 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、帆柱公園駐車施設における山麓駅前広場駐車場、バス駐車場及び立体駐車場の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
アマノマネジメントサービス株式会社	北九州市小倉南区湯川二丁目 9 番 22 号	平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 86 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項、第 51 条の 25 第 2 項及び第 4 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業及び指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号並びに第 51 条の 30 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号並びに児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援 B 型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
りぴーと 北九州市小倉北区 宇佐町二丁目 6 番 18 号	株式会社 UMEYA 北九州市小倉北区宇佐町 二丁目 6 番 18 号 代表取締役 今村清次	身体障害者（聴覚・言語障害、内部障害）、知的障害者、精神障害者	4017801103

(2) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフサポート安部山 北九州市小倉南区 湯川五丁目 8 番 8 号 メゾンひらの 302 号	特定非営利活動法人はつらつ日本 北九州市小倉南区葛原五 丁目 6 番 42 号 理事長 松尾英三郎	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4037700301

(3) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフサポート安部山 北九州市小倉南区湯川五丁目8番8号 メゾンひらの302号	特定非営利活動法人はつらつ日本 北九州市小倉南区葛原五丁目6番42号 理事長 松尾英三郎	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4037700301

(4) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフサポート安部山 北九州市小倉南区湯川五丁目8番8号 メゾンひらの302号	特定非営利活動法人はつらつ日本 北九州市小倉南区葛原五丁目6番42号 理事長 松尾英三郎	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	4037700301

(5) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援事業）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ライフサポート安部山 北九州市小倉南区湯川五丁目8番8号 メゾンひらの302号	特定非営利活動法人はつらつ日本 北九州市小倉南区葛原五丁目6番42号 理事長 松尾英三郎	障害児	4077703470

2 事業廃止年月日

平成31年1月31日

北九州市告示第 87 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項、第 51 条の 19 第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項及び第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第 51 条第 1 号並びに第 51 条の 30 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 1 号及び第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ヘルパーステーション ほのか 北九州市小倉北区赤坂三丁目 7 番 2 1-402 号	合同会社ほのか 北九州市戸畑区境川二丁目 16 番 29 号 代表社員 新川美紀	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4017801525
ヘルパーステーション ナースケア 北九州 北九州市戸畑区境川二丁目 14 番 31 号	株式会社ナースケア北九州 北九州市戸畑区境川二丁目 14 番 31 号 代表取締役 内野光次	特定無し	4016400477

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

ヘルパーステーション ほのか 北九州市小倉北区 赤坂三丁目7番2 1-402号	合同会社ほのか 北九州市戸畑区境川二丁 目16番29号 代表社員 新川美紀	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4017801525
ヘルパーステーション ナースケア 北九州 北九州市戸畑区境 川二丁目14番3 1号	株式会社ナースケア北九 州 北九州市戸畑区境川二丁 目14番31号 代表取締役 内野光次	特定無し	4016400477

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
サクラ邸式番館 北九州市小倉南区 企救丘五丁目4番 11号	株式会社さくら 北九州市小倉南区企救丘 五丁目4番11号 代表取締役 後藤征申	特定無し	4017701741

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
エバーフリー 北九州市八幡西区 熊手一丁目2番3 8号	MTY株式会社 北九州市八幡西区黒崎五 丁目5番22号 代表取締役 森永武幸	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4016701528

(5) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

相談支援きらり 北九州市八幡区高 江四丁目8番5号	株式会社キラリ 北九州市八幡西区楠橋下 方二丁目3番1号 代表取締役 松下友美	特定無し	4036700252
---------------------------------	--	------	------------

(6) 指定一般相談支援事業者（地域定着支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援きらり 北九州市八幡西区 高江四丁目8番5 号	株式会社キラリ 北九州市八幡西区楠橋下 方二丁目3番1号 代表取締役 松下友美	特定無し	4036700252

(7) 指定特定相談支援事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援きらり 北九州市八幡西区 高江四丁目8番5 号	株式会社キラリ 北九州市八幡西区楠橋下 方二丁目3番1号 代表取締役 松下友美	特定無し	4036700252

(8) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
児童発達支援みつ は八幡西 北九州市八幡西区 下上津役四丁目1 8番24号	合同会社みつは 福岡県宗像市池田126 8番地7 代表社員 田中勇毅	重症心身 障害児以 外	4056715289

(9) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号

放課後等デイサービスみつは八幡西 北九州市八幡西区 下上津役四丁目1 8番24号	合同会社みつは 福岡県宗像市池田126 8番地7 代表社員 田中勇毅	重症心身 障害児以 外	4056715289
---	---	-------------------	------------

(10) 指定障害児相談支援事業者（障害児相談支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援きらり 北九州市八幡西区 高江四丁目8番5 号	株式会社キラリ 北九州市八幡西区楠橋下 方二丁目3番1号 代表取締役 松下友美	特定無し	4076715277

2 指定年月日

平成31年2月1日

北九州市告示第 88 号

駐車場の入出車時間等（平成 19 年北九州市告示第 69 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 3 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

第 1 項第 1 号の表中

北九州市営天神島 駐車場	午前 0 時から午後 12 時まで	午前 0 時から午後 12 時まで	を
北九州市営中央町 駐車場	午前 0 時から午後 12 時まで	午前 7 時 30 分 から午後 10 時まで	

北九州市営天神島 駐車場	午前 0 時から午後 12 時まで	午前 0 時から午後 12 時まで	に
-----------------	----------------------	----------------------	---

改め、第 2 項第 1 号アの表中

北九州市営天 神島駐車場	—	1 台につき 30 分又はその端数ごとに 150 円。ただし、駐車を開始した時から連続して 3 時間を超えて駐車をしたときは、午前 7 時から午後 7 時までの間にあっては 1,000 円、午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間にあっては 1,200 円	を
北九州市営中 央町駐車場	時間内駐車	1 台につき 30 分又はその端数ごとに 80 円。ただし、駐車を開始した時から連続して 4 時間 30 分を超えて駐車をしたときは、800 円	
	時間外駐車	1 台につき 1 回 800 円	

北九州市営天 神島駐車場	—	1 台につき 30 分又はその端数ごとに 150 円。ただし、駐車を開始した時から連続して 3 時間を超えて駐車をしたときは、午前 7 時から午後 7 時までの間にあっては 1,000 円、午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間にあっては 1,200 円	に
-----------------	---	---	---

改め、同項第 2 号の表中

北九州市営天神島 駐車場	150円券	11枚	1,500円	を
		100枚	12,000円	
北九州市営中央町 駐車場	80円券	11枚	800円	に
		100枚	6,400円	

北九州市営天神島 駐車場	150円券	11枚	1,500円	に
		100枚	12,000円	

改め、同項第 3 号の表中

北九州市営天神島 駐車場	平日定期券	1箇月	13,000円	を
		3箇月	37,000円	
	夜間定期券	1箇月	10,000円	
		3箇月	28,500円	
	全日定期券	1箇月	20,000円	
		3箇月	57,000円	
北九州市営中央町 駐車場	全日定期券	1箇月	11,000円（屋上階の利用に限るものにあつては、7,000円）	に
		3箇月	31,300円（屋上階の利用に限るものにあつては、19,900円）	

北九州市営天神島 駐車場	平日定期券	1箇月	13,000円	に
		3箇月	37,000円	
	夜間定期券	1箇月	10,000円	
		3箇月	28,500円	
	全日定期券	1箇月	20,000円	
		3箇月	57,000円	

改め、第 3 項中「（大型自動二輪車及び普通自動二輪車は、北九州市営天神島駐車場に限る。）」を削る。

北九州市公告第161号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月18日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 カラー複合機1台
- (2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
- (4) 入札方法 モノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの使用単価（当該金額に1円未満の端数がある場合は、小数点以下第2位までを記載する。）にそれぞれの予定数量（3年間分）を乗じて得た使用料の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ複写及びカラー複写各1枚当たりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市企画調整局政策部企画課

イ 期間 公告の日から平成31年3月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5

時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成31年3月26日午前10時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市企画調整局政策部企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2158